

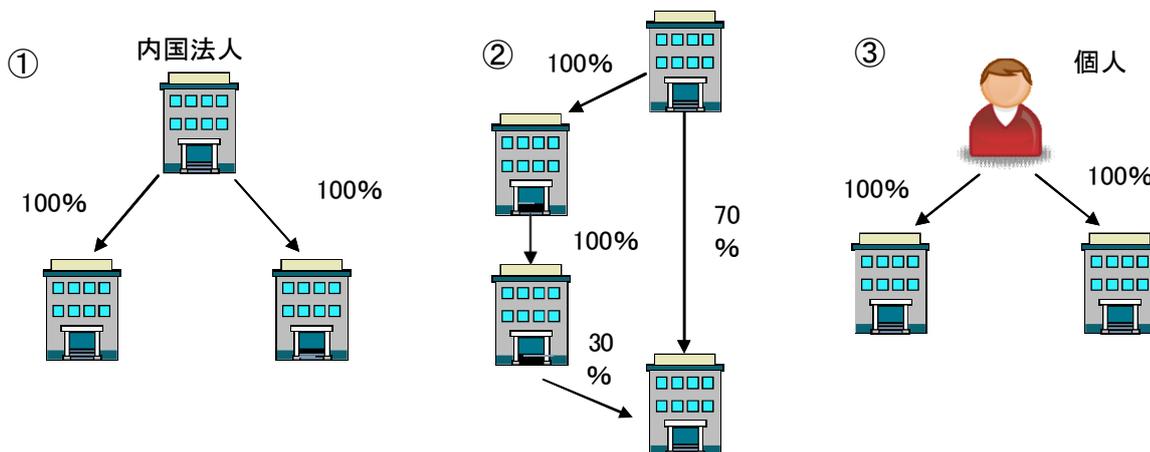
I. グループ法人税制の全面適用が間近に

平成22年度税制改正で、グループ経営の実態に即した制度として「グループ法人税制」が創設されました。一部の項目について、平成22年4月1日から適用されていますが、平成22年10月1日以降、全面的に適用が行われることになります。

II. グループ法人税制の対象となるグループ

グループ法人税制の対象となるのは、「100%グループ」内の法人間取引です。100%グループとは、直接・間接的に100%の資本関係がある企業グループです。

具体的に、下図のような資本関係がある場合、法人間の取引はグループ法人税制の対象となります。



III. グループ法人税制の内容確認

グループ法人税制の主要な内容は3点になります。

- (1) グループ法人間で「資産の譲渡」があった場合、譲渡法人では譲渡損益の課税を繰り延べる。
- (2) グループ法人間で「配当」があった場合、受取法人では課税の負担が生じない。
- (3) グループ法人間で「寄付」があった場合、受取法人では課税の負担が生じない。

グループ間取引	譲渡、支出法人の取扱い	譲受、受取法人の取扱い
(1) 資産の譲渡	譲渡益の課税の繰延べ 譲渡損の実現の繰延べ	取得
(2) 配当	-	全額 益金不算入 (課税負担が生じない。)
(3) 寄付	全額 損金不算入 (課税負担が生じる。)	全額 益金不算入 (課税負担が生じない。)

IV.「資産の譲渡」の場合のポイント

(1)適用時期

平成 22 年 10 月 1 日以降の譲渡から適用

(2)適用対象資産

- イ) 固定資産（簿価が 1,000 万円に満たない資産は除きます。）
- ロ) 有価証券（売買目的有価証券は除きます。）
- ハ) 金銭債権
- ニ) 繰延資産

V.「配当」の場合のポイント

(1)適用時期

平成 22 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用

(2)配当計算期間について

受取法人は、配当の計算期間の最初から最後まで継続してグループ内法人である場合に限りま

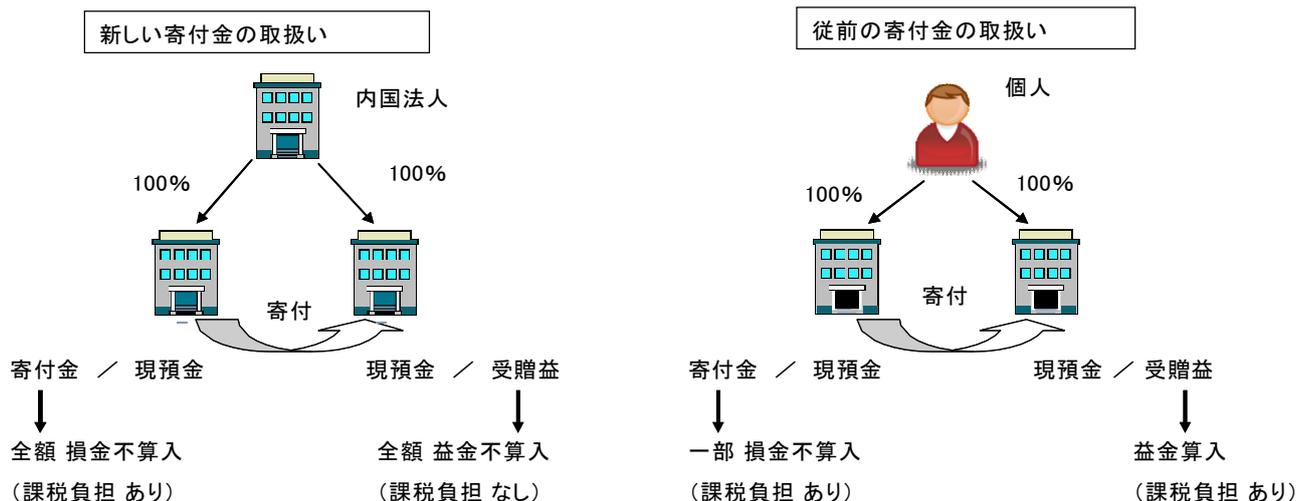
VI.「寄付」の場合のポイント

(1)適用時期

平成 22 年 10 月 1 日以降の寄付から適用

(2)制度対象について

法人によって支配されてグループとなる法人の間で行われる寄付が対象となります。



VII.グループ法人税制による経営インパクトと実務対応

(1)経営に対するインパクト

グループ法人税制が施行されることで、経営に対し、大きく2点影響することがあります。

- ① グループ法人内での「資産の移転」が行いやすくなる。
- ② グループ法人内での「資金支援・援助」が行いやすくなる。

グループの実態に合わせた経営を検討することが重要になっていきます。

(2)実務対応

グループ法人税制への対応において、グループ法人間取引の情報共有の仕組みを構築することが重要となります。具体的には、次の3点の情報共有を行う仕組みがポイントです。

- ① 譲渡法人と譲受法人間における譲渡した資産の情報
- ② 譲受法人における、その後の資産の使用状況
- ③ 寄付があった場合、寄付当事者間およびその株主への寄付の情報